

<p>件名</p>	<p>いちご葎崎穂坂町柳平E C O発電所に係る環境影響評価手続の必要性の判定について</p>	
<p>経緯</p>	<p>&lt; 経緯 &gt;</p> <p>事業者から第三分類事業 ( ) 届出書の提出 : 平成28年12月 7日          葎崎市長の意見提出 : 平成29年 1月10日          環境影響評価等技術審議会 (第1回) : 平成28年12月15日          環境影響評価等技術審議会 (第2回) : 平成29年 1月16日</p> <p>&lt; 事業概要 &gt;</p> <p>事業者 : いちごE C Oエナジー株式会社 (東京都千代田区)          事業名称 : いちご葎崎穂坂町柳平E C O発電所          事業の種類 : その他の宅地の造成の事業 (太陽光発電施設の設置)          事業規模 : 事業用地面積28.7ha</p> <p>第三分類事業とは</p> <p>知事が、関係市 (葎崎市) 長及び山梨県環境影響評価等技術審議会の意見を聴いた上で、判定基準に従い、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を行う事業です。</p>	
<p>内容</p>	<p>本日、次のとおり環境影響評価手続の必要がある旨の判定結果を事業者に通知した。</p> <p>&lt; 判定結果 &gt;</p> <p>本事業は、山梨県環境影響評価条例施行規則第7条第1項第2号及び第3号に掲げる要件に該当するため、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある。</p> <p>&lt; 理由 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、山梨県環境影響評価条例施行規則第7条第1項第2号トに掲げる区域に該当し、かつ、森林を大規模に開発することにより、当地の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるため。</li> <li>・本事業は、山梨県環境影響評価条例施行規則第7条第1項第3号二に掲げる地域に該当し、かつ、植物、動物、生態系、水質汚濁の環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
		<p>森林環境部 大気水質保全課 課長 古屋          直通 055 - 223 - 1513</p>